（消毒設備の設置場所の表示）

第三十八条　法第二十八条の二第三項の農林水産省令で定める表示は、同条第一項の規定により家畜伝染病のまん延（家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を含む。第四十二条において同じ。）の防止のために必要な消毒のための設備を設置している場所であること並びに同項の規定によりその場所を通行する者は当該設備によるその身体及びその場所を通過させる車両の消毒を受けなければならないことを容易に判断することができるものとする。

（患畜等の標識）

第三十九条　法第二十九条の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付することができる家畜の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。

家畜の種類	箇所	標識の種類及び様式	
第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でブルセラ症、結核又はヨーネ病の患畜であるもの	左耳	耳標	別記様式第十六号
第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でブルセラ症、結核又はヨーネ病の疑似患畜であるもの	左耳	耳標	別記様式第十七号
（略）	（略）	（略）	

（検査等の方法）

第四十条　（略）

２　法第三十一条第二項の農林水産省令で定める方法は、同項に規定する伝染性疾病について、法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に定める方法とする。

（家畜等の移出の制限）

第四十一条の二　農林水産大臣は、法第三十二条第二項の規定により移出を禁止し、又は制限するときは、次に掲げる事項を告示するとともに、公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

一～四　（略）

五　第一号の制限の内容として、第二号の期間以後に出荷が予定されていた前号の家畜のうち、第三号の区域内において飼養されるものを第二号の期間内に早期に出荷し、又は処分することを定める場合にあつては、その出荷先又は処分に係る化製場若しくは死亡獣畜取扱場

２　（略）

（緊急の勧告の方法）

第四十一条の三　法第三十四条の二第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一　法第三十四条の二第一項の規定による勧告をする旨

二　改善すべき事項の内容

三　前号の内容ごとの具体的な改善方法

四　改善すべき期限

五　その他必要と認める事項

（消毒設備の設置場所の表示）

第三十八条　法第二十八条の二第三項の農林水産省令で定める表示は、同条第一項の規定により家畜伝染病のまん延の防止のために必要な消毒のための設備を設置している場所であること並びに同項の規定によりその場所を通行する者は当該設備によるその身体及びその場所を通過させる車両の消毒を受けなければならないことを容易に判断することができるものとする。

（患畜等の標識）

第三十九条　法第二十九条の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付することができる家畜の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。

家畜の種類	箇所	標識の種類及び様式	
第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でブルセラ病、結核病又はヨーネ病の患畜であるもの	左耳	耳標	別記様式第十六号
第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でブルセラ病、結核病又はヨーネ病の疑似患畜であるもの	左耳	耳標	別記様式第十七号
（略）	（略）	（略）	

（検査等の方法）

第四十条　（略）

（新設）

（家畜等の移出の制限）

第四十一条の二　農林水産大臣は、法第三十二条第二項の規定により移出を禁止し、又は制限するときは、次に掲げる事項を告示するとともに、公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

一～四　（略）

（新設）

２　（略）

（新設）